

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度
計画主体	水 戸 市

水戸市鳥獣被害防止計画

＜連絡先＞
担 当 部 署 名 水戸市役所産業経済部農産振興課
所 在 地 茨城県水戸市内原町 1395 番地の 1
電 話 番 号 029-259-2212
F A X 番 号 029-259-2480
メー ル ア ド レ ス nousan@city.mito.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ハクビシン、アライグマ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	水戸市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度調査結果）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	水稻	8.7 千円 (0.75a)
	飼料作物	426.9 千円 (90.0a)
	雑穀	0.4 千円 (0.2a)
	果樹	51.4 千円 (3.2a)
	野菜	116.1 千円 (2.7a)
	いも類	70.9 千円 (1.45a)
	小計	674.4 千円 (98.3a)
ハクビシン	—	—
アライグマ	小計	—
	合計	674.4 千円 (98.3a)

(2) 被害の傾向

○イノシシ

イノシシの生息域は、被害農地、捕獲地、出没の目撃情報が多い水戸市北西部の森林公園を中心とした丘陵地帯から東方面に被害地域が拡大しつつある。

被害金額は、平成22年度が最大（23,585千円）となっており、以後減少傾向にある。

被害発生は、4月から11月の期間が多く、特に水稻、果樹、飼料作物等が食害を受けており、水田畦畔等の掘り起こしによる被害も多い。

○ハクビシン

ハクビシンの被害は、年間を通して水戸市内全域で発生しており、令和2年度に入り野菜等の被害情報や相談が増えている。

生息域は、耕作放棄地や空き家等を棲み家、隠れ家に行っていると推測され、被害区域が拡大している。

○アライグマ

アライグマの生息域は、水戸市内全域の農地や耕作放棄地及び中心市街地の空き家等が棲み家、隠れ家となっている。被害については、野菜や果物等の食害の報告があり、被害区域が拡大している。

※なお、ハクビシンとアライグマの被害は類似しているため、両獣種への対策に取り組み、被害の軽減を図る。

(3) 被害の軽減目標

指標(被害金額)	現状値(令和4年度)	目標値(令和8年度)
イノシシ	674.4 千円	500 千円
ハクビシン アライグマ	—	—
合計	674.4 千円	500 千円

指標(被害面積)	現状値(令和4年度)	目標値(令和8年度)
イノシシ	98.3a	70.0a
ハクビシン アライグマ	—	—
合計	98.3a	70.0a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・有害鳥獣捕獲隊によるわな等を用いた捕獲 ・農業者による「箱わな」を用いた個人捕獲	・捕獲隊員の高齢化による捕獲圧の低下 ・狩猟免許のある地元農業者の不足 ・捕獲後の経費、労力等
防護柵の設置等に関する取組	・電気柵設置促進のための購入費助成	・適切な設置方法及び管理方法の習得 ・電気柵設置箇所に隣接する未設置圃場で被害が発生する場合があることから、広域的な設置を推進することが必要。
生息環境管理その他 の取組	・山林の下草刈りの推進及び耕作放棄地の解消 ・地域ぐるみの被害防止への環境づくりの普及啓発	・土地所有者の高齢化及び遠隔地居住により、土地の管理ができない。

(5) 今後の取組方針

・捕獲隊員の確保と育成 ・隣接市町との時期を統一した一斉捕獲の実施 ・地元農業者の狩猟免許取得の推進 ・地域ぐるみの有害鳥獣による被害防止への環境づくりに向けた普及啓発 ・電気柵購入費への市及び県の補助を活用した、地元農業者による地域一体的な電気柵の設置推進 ・農地へ近づけない対策として、有害鳥獣の生息域と思われる耕作放棄地の解消や農地周辺の環境整備

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・ 猟友会員により編成した有害鳥獣捕獲隊による「わな」を中心とした捕獲の実施
- ・ 有害鳥獣捕獲隊補完のため、狩猟免許を持つ農業者による「わな」を用いた個人捕獲の実施

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ ハクビシン アライグマ	・ 猟友会と連携した若年層への狩猟免許取得促進による、捕獲隊員の確保と育成 ・ 隣接市町との一斉捕獲の推進 ・ 被害状況調査、鳥獣の生息調査
令和7年度	イノシシ ハクビシン アライグマ	・ 猟友会と連携した若年層への狩猟免許取得促進による、捕獲隊員の確保と育成 ・ 隣接市町との一斉捕獲の推進 ・ 被害状況調査、鳥獣の生息調査
令和8年度	イノシシ ハクビシン アライグマ	・ 猟友会と連携した若年層への狩猟免許取得促進による、捕獲隊員の確保と育成 ・ 隣接市町との一斉捕獲の推進 ・ 被害状況調査、鳥獣の生息調査

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方			
被害地域の大部分が鳥獣保護区という特徴から、狩猟による捕獲が見込めないため、わな等による捕獲を行う。また、捕獲体制は、捕獲隊による有害鳥獣捕獲を中心とし、それを補完するものとして、農業者個人に有害鳥獣捕獲を許可し実施する。			
捕獲計画は下表の捕獲実績と、被害状況、捕獲状況等の結果を踏まえ、効率的な捕獲を実施する。			
(イノシシ及びハクビシン、アライグマの許可捕獲実績)			
年 度	捕獲隊による捕獲	個人による捕獲	合 計
平成29年度イノシシ	63頭	8頭	71頭
ハクビシン	2頭	0頭	2頭
平成30年度イノシシ	100頭	6頭	106頭
ハクビシン	1頭	0頭	1頭
令和元年度イノシシ	68頭	12頭	80頭
ハクビシン	1頭	0頭	1頭
令和2年度イノシシ	85頭	0頭	85頭
ハクビシン	20頭	0頭	20頭
令和3年度イノシシ	83頭	1頭	84頭
ハクビシン	21頭	0頭	21頭
令和4年度イノシシ	47頭	0頭	47頭
ハクビシン	25頭	0頭	25頭
アライグマ	12頭	0頭	12頭

※捕獲実績は水戸市産業経済部農産振興課での集計に基づく。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	120頭	120頭	120頭
ハクビシン	40頭	40頭	40頭
アライグマ	40頭	40頭	40頭

捕獲等の取組内容
○イノシシ、ハクビシン、アライグマ ・ 猟友会による捕獲隊を編成し、下記捕獲予定場所において、くくりわな、箱わなにより捕獲を実施する。捕獲時期は、春季が4月中旬から6月上旬、秋季が8月下旬から10月中旬。 ・ 捕獲予定場所 水戸地区：谷津町、木葉下町、全隈町、成沢町、飯富町、田野町、加倉井町、開江町、渡里町、藤井町、河和田町

内原地区：杉崎町、有賀町、黒磯町、三野輪町、田島町 ・個人による捕獲（わな） 通年

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
市内全域	【許可権限移譲済み】 イノシシ、ハクビシン、アライグマ （鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的とする鳥獣の捕獲等の許可については、茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により権限移譲済み）

４．防護柵の設置等に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度
イノシシ	電気柵 ３ha	電気柵 ３ha	電気柵 ３ha

※アライグマ、ハクビシンについては、今後の被害状況により整備を検討する。

（２）侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度
イノシシ	・リーフレット等を活用した、侵入防止柵の管理方法習得	・リーフレット等を活用した、侵入防止柵の管理方法習得	・リーフレット等を活用した、侵入防止柵の管理方法習得

５．生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和６年度	イノシシ ハクビシン アライグマ	・山林の下草刈りの推進及び耕作放棄地の解消 ・地域ぐるみの被害防止への環境づくりの普及啓発 ・被害防止に関する知識の普及
令和７年度	イノシシ ハクビシン アライグマ	・山林の下草刈りの推進及び耕作放棄地の解消 ・地域ぐるみの被害防止への環境づくりの普及啓発 ・被害防止に関する知識の普及

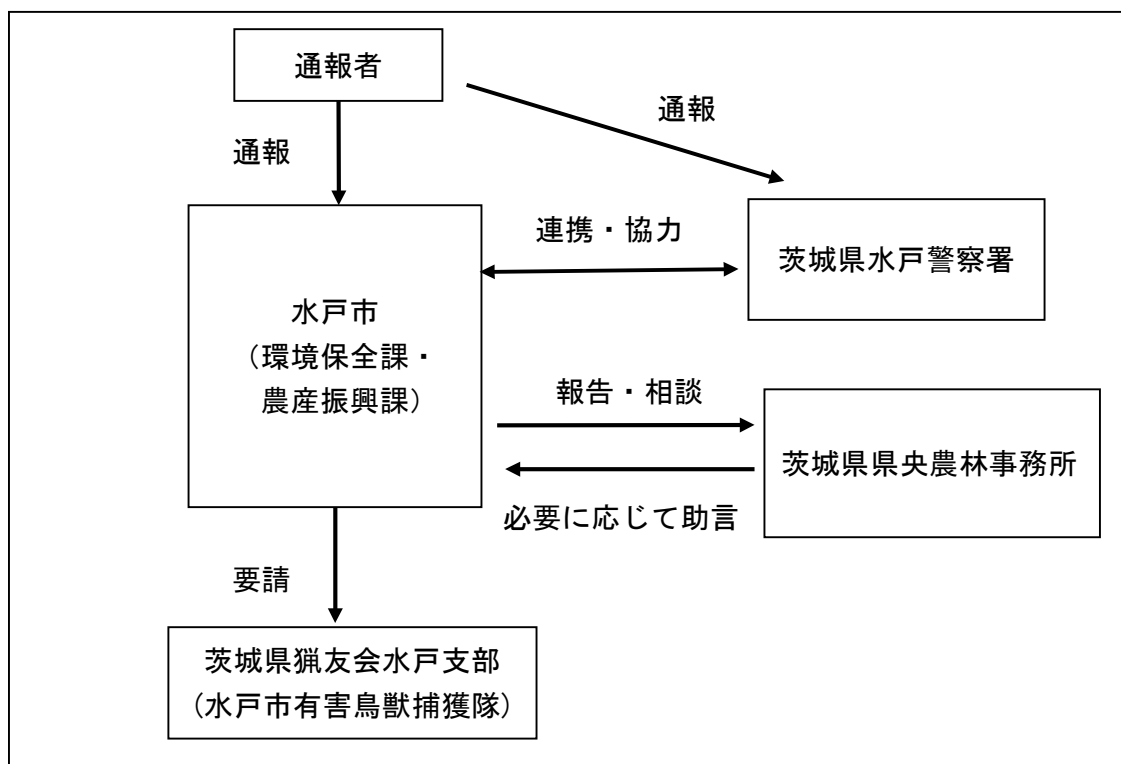
令和8年度	イノシシ ハクビシン アライグマ	・山林の下草刈りの推進及び耕作放棄地の解消 ・地域ぐるみの被害防止への環境づくりの普及啓発 ・被害防止に関する知識の普及
-------	------------------------	--

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役 割
水戸市	市民へ周知するとともに、県及び警察署、猟友会と連携した対応を図る。
茨城県県央農林事務所	市と連携した対応や本庁への連絡報告
茨城県水戸警察署	通報等に基づく対応（現地調査、パトロール等）
茨城県猟友会水戸支部	市と連携し対応に当たる。

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

水戸市清掃工場において焼却処分する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	—
ペットフード	—
皮革	—
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	イノシシ肉は、現在、出荷制限指示を受けており、出荷制限が解除された場合には、地域の需要を踏まえたうえで、食品等としての利用について検討していく。

(2) 処理加工施設の実施体制に関する事項

該当なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	
構成機関の名称	役割
—	—

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
茨城森林管理署	市が有害鳥獣捕獲を実施する際の入林協議
茨城県水戸警察署	市が有害鳥獣捕獲を実施する際の事前通知

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

必要性について協議し、必要と認められる場合には設置を検討する。

--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

周辺市町村との情報共有を行い、同時期の捕獲を実施するなど、広域的な被害防止対策を検討する。
